

- 4 道路の維持管理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 5 道路占用料については、合併時に再編統一する。
- 6 河川の維持管理については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 7 法定外公共物関係については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編統一する。
- 8 港湾・海岸の管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 23-20 都市計画事業関係

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。
- 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。
- 4 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

#### 23-21 公営住宅関係

- 1 公営住宅ストック活用計画については、新市において策定する。
- 2 公営住宅家賃については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 収納管理については、合併時に再編統一する。
- 4 改良住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 特定公共賃貸住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 23-22 学校教育関係

- 1 幼稚園保育料については、合併時までに統一する。
- 2 預かり保育については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

- 3 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整する。
- 4 就園奨励費補助については、平成18年度から統一できるよう調整する。
- 5 豊浜町育英資金の貸付制度については、合併時に廃止する。ただし、償還については現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 スクールバス等の運行については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一する。
- 8 児童及び生徒の校外活動費補助については、現行のとおり引き継ぎ、助成金額については、新市において再編調整する。
- 9 中学校生徒海外研修については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 10 姉妹町村少年交流については、現行のとおり引き継ぎ、新市において検討する。

#### 23-23 学校等の通学区域関係

通学区域及び通園区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において必要に応じて調整する。

#### 23-24 学校給食関係

- 1 給食費の額及び会計処理方式については、平成18年度から統一する。
- 2 学校給食調理施設及び調理方式については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 学校給食関係団体については、合併時に統合できよう調整する。

#### 23-25 生涯学習関係

- 1 生涯学習施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 生涯学習施設の管理・運営については、当分の間現行のとおりとし、地域のサービスの低下を招かないよう新市において調整する。
- 3 生涯学習関係施設の使用料については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
- 4 生涯学習関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。